

【令和6年度 第4回新潟地方最低賃金審議会 議事録】

1. 日時 令和6年8月21日(水) 10:00~12:40
2. 会場 新潟美咲合同庁舎2号館2階労働局会議室
3. 出席者
公益代表委員 長谷川会長、佐々木会長代理、木南委員、二岸委員、磯部委員
労働者代表委員 遠藤委員、梅野委員、片山委員、田辺委員、櫻井委員
使用者代表委員 徳武委員、八木委員、池田委員、山田委員、田中委員
事務局 千葉労働局長、足立労働基準部長、金丸賃金室長、
広瀬賃金室長補佐、佐藤賃金指導官

4. 議事次第

- (1) 新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)
- (2) 新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に係る審議
- (3) 新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)
- (4) 新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議
- (5) 新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)
- (6) 新潟県特定最低賃金の改正決定について(諮問)
- (7) その他

5. 資料

配布資料のとおり

6. 議事内容

[事務局]賃金室長補佐

それでは、ただ今から第4回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、事務局から定足数について御報告いたします。本日は、委員の皆様全員から御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

次に、本審議会は新潟地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開することとなっております。傍聴者を公募しましたところ、定数10名を上回る応募があり、抽選の結果、10名を選定しましたが、所用による欠席があり、本日は8名の方が傍聴されております。

また、そのほかに、異議申出の陳述者の方が4団体4名、報道関係者の方が1社1名傍聴されておりますことを、併せて御報告いたします。

それでは、以後の議事進行は会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

[長谷川会長]

本日もどうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議事次第に基づき進めていきます。

議題の(1)新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)に入ります。まず事務局から説明をお願いします。

[事務局] 賃金室長

本年 8 月 5 日に答申いただきました新潟県最低賃金の改正決定につきまして、本日配付しております資料 No. 1 のとおり、審議会意見の要旨についての公示を行いましたところ、資料 No. 2 のとおり、29 件の異議申出がございました。このため、最低賃金法第 11 条第 3 項に基づき、新潟県最低賃金の改正決定に係る異議の申出につきまして、局長から諮問させていただきます。

会長、局長におかれては、前の方にお進みいただきますよう、お願いいいたします。

委員の皆様は、資料 No. 3 の諮問文の写しを御覧下さい。

それでは、局長、よろしくお願いいいたします。

[事務局] 労働局長

新潟地方最低賃金審議会长 長谷川雪子 殿

新潟労働局長 千葉茂雄

令和 6 年度新潟県最低賃金の改正決定に係る新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

最低賃金法第 12 条の規定に基づく、新潟県最低賃金の改正決定に関して、最低賃金法第 11 条第 2 項の規定による異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

以上、よろしくお願いいします。

【 諮問文を局長から会長へ手交 】

[事務局] 賃金室長

会長、局長は席へお戻り下さい。

それでは、会長、よろしくお願いいいたします。

[長谷川会長]

ただ今、局長から異議申出に係る諮問をお受けしました。

それでは、議題(2)新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に係る審議に入ります。まず、申出要旨について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

最低賃金法第 11 条及び最低賃金法施行規則第 8 条に基づき、8 月 5 日に審議会の意見要旨に関する公示を行い、昨日 8 月 20 日(火)までを異議申出期間と定め、同日をもって締切りましたところ、締切りまでの申出書受理件数は 29 件となりました。異議申出内容については、全て最低賃金額に関するものでした。

本日は、異議申出された方のうち、新潟県労働組合総連合、新潟県公務公共一般労働組合、えちごユニオン、レインボーユニオンから、本審議会の場で直接意見を述べたいという意向の表明がありましたので、本日、お越しいただいておりますことを御報告いたします。

[長谷川会長]

それでは、異議申出の意見陳述人は陳述席まで進み、氏名・所属・役職を名乗られてから、10 分以内で意見を述べてください。

それでは、新潟県労働組合総連合 寺崎 様、よろしくお願いします。

[意見陳述人：新潟県労働組合総連合]

新潟県労働組合総連合の寺崎洋子と申します。よろしくお願いします。

最低賃金審議会の審議委員の皆様におかれては、本当にこの間、苦勞されまして、審議に集中されたと思います。本当に御苦勞様でした。

私たち県労連は、最低賃金全国一律 1,500 円を目指して活動してきました。労働総研の推計によりますと、時給 1,500 円未満で働く雇用者の総計は 2,823 万人、役員を除く全雇用者の実に 49.8 パーセント、50 パーセントに相当しています。時給 1,500 円で 8 時間労働し、週 5 日間働いても、月 25 万円程度の収入にしかありません。税や社会保険料を差し引いたら 20 万程度の手取りになります。しかし、主に自らの収入で家計を維持する非正規労働者の割合は増加しているわけです。パート労働者が世帯主である世帯の貧困率は 40 パーセント以上と大変高くなっております。貧困線は直近の 2021 年には 127 万円になります。新潟県の地方最低賃金審議会は、目安に 4 円上乗せをし、54 円引上げ 985 円を答申しまし

た。全国的には地方審議会の目安は、ランク別ではなく全国一律 50 円の答申が出て、地方審議会は大変注目されました。A ランク 6 都府県は申し合わせたように目安どおり、ぴたりと 50 円で動いていません。審議会で審議委員が苦勞されているのは、主に B と C ランクの県ではないでしょうか。まだ結論が出ず、答申が出せていない県が三つあります。

県内の事業所規模 30 人以上でパート労働者の 72 パーセントが女性です。このほかに会計年度任用職員の多くが女性です。最賃近傍で働いているのは女性が多く、それに合わせて正規労働者の賃金も低く抑えられています。特に若い女性の県外流出が多いのは、そのことが一つの理由になっているのではないかと思います。新潟県近郊の関東圏とは、最低賃金額に大きな隔たりがあります。結果として、若者の人口流出に大きく影響し、人手不足が深刻化する中で県内勤労者の人材確保、さらに厳しい要因であり、全国との賃金格差の是正は喫緊の課題であります。地域経済を活性化するためには、格差の是正を強く求めます。

最低賃金法 9 条 2 項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあります。今年の答申を見ますと C ランクの県が目安を大きく上回っています。事業者の支払能力といえますけれども、今年の賃上げで従業員 30 人未満の中小企業の賃金上昇率は 2.3 パーセントです。今回、5 パーセント、最低賃金で 5 パーセントもの賃上げになりますけれども、これは大きな負担になります。大幅な賃上げは、我が国の経済を支えている中小企業の経営に大きな影響を与えることが予想されます。島根の県知事は、非常に怒ってしまして、まるで悪代官みたいだというように政治の責任を追究しています。やるべき環境を作れていないのに強行しているというのは、最大の問題ではないかと言っています。最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は業務改善助成金制度により影響を受ける中小企業に対する支援を実施していますけれども、その支援は十分ではありません。最低賃金を引上げても、中小企業が円滑に企業運営を行えるよう、十分な支援策を講じる必要があります。

例えば、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにすること。また、社会保険料や事業主負担分の免除、軽減を始めとした社会保険料、税の負担額軽減など、十分な支援を行うことが不可欠であると思われます。新潟地方最低賃金審議会としても、会長名でお願いしたいのですけれども、もっと強く具体的な要望を国に求めているいただきたい。また、新潟県に対しても、事業者への県独自の支援制度を拡充することを要望していただきたいと思います。この 2 点を強く要望します。以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。ただ今の意見陳述について、御質問や御意見はございますか。よろしいですか。それでは、新潟県労働組合総連合 寺崎 様、ありがとうございました。続きまして、新潟県公務公共一般労働組合 斉藤 様、よろしくお願いします。

[意見陳述人：新潟県公務公共一般労働組合]

新潟県公務公共一般労働組合の斉藤直人と申します。本日は、このような発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、新潟市の小学校で学校図書館司書として勤務しています。いわゆる学校図書館の先生です。

今回は、最低賃金について、学校図書館司書として働いている観点と関東圏で働いている友人とのエピソードについて、2点お話ししたいと思います。

私は、非常勤、いわゆる会計年度任用職員という雇用形態で働いています。新潟市の学校司書のほとんどが会計年度任用職員です。雇用の不安定さ、そして低賃金を理由にここ数年で中堅の学校司書が大量に離職しました。そんな危機的な状況があります

学校司書は資格を必要とする資格職です。学校司書の採用要件にも、司書又は司書教諭の資格を持っていることが必須となっています。なぜなら学校司書を行う上で、それらを大学で学ぶ、司書教育課程の学びが必須となるからです。学校司書の職務は、子どもたちへの読書活動の推進、教室以外に場所を作る。先生方への授業支援、図書館運営全般など、職務が本当に多岐にわたっています。また、その中でも専門性が必要とされています。そのような学校司書は、三つの雇用形態があります。会計年度任用職員の週 27.5 時間勤務、同じく会計年度任用職員の週 29 時間勤務、そして正規の三つです。正規は、新潟市内に 150 以上ある小中学校のうち、たった 5 校しかありません。正規の代替として、大規模校に週 29 時間の会計年度任用職員が配置されています。正規職員のフルタイムの業務を週 29 時間の会計年度任用職員が賄っているため、非常に激務であるにもかかわらず、月収は僅か十数万円です。時給換算では最低賃金プラス数十円というかなり劣悪な状況になっています。

一方、週 27.5 時間の会計年度任用職員は、小中学校の小規模の学校に配置されています。勤務時間が週 29 時間よりも短いため月収が少なく、かつ長期休暇中には雇用が数日しかないの、手取りは数万円にしかありません。前述のように、職務内容の多さ、専門性があるにもかかわらず、学校司書の手取りは年収 200 万円を切る官製ワーキングプアの状態です。このままでは到底生活を続けていくことはできません。現状の給料では、離職が常に脳裏をよぎります。友人の司書たちも、次は私の番と言っている現状です。いつ転職をするかとい

う話で持ちきりになっています。今後も年度途中であっても離職者が出る、そんな状況にあると思います。

現状の官製ワーキングプアでは、次の三つをすることができません。一つ目は、新潟県で結婚をすること。二つ目は、子どもを育てていくこと。三つ目は、安心して老後を過ごすことです。これらのことを考えると不安でしょうがない、そのような現状になっています。不安感から、消費行動は抑えられます。景気が更に悪くなる、負のスパイラルがここにあるのではないのでしょうか。最低賃金の大幅な引上げこそ、打開策の一つだと考えます。

二つ目のトピックスです。関東圏で働いている友人が先日、お盆の帰省で戻ってきました。その際に、新潟に対するリアルな生の話をしています。具体的には、関東圏で働く友人は、新潟の最低賃金、給与について、3点申していました。一つ目は、最低賃金や給料の平均が低い。二つ目は、関東の給料水準で生活しているから、新潟には戻りたいとは思えない。三つ目は、これからも新潟の学生や若者が関東などの大都市部へ流出するだろう。これらを新潟で生まれ育った人が口にしているのです。生活の場として新潟が選ばれない、その現状がここにあると伺えます。魅力的な新潟にするためにも、新潟を生活の拠点として選んでもらえるためにも、最低賃金の底上げが必要不可欠です。

私が先ほど申し上げたとおり、新潟県で結婚をすること、子どもを育てること、安心して老後を生活することは、だれもが安心して生活できる最低賃金、給料によって成り立ちます。最低賃金は、生活の礎となる金額にしていきたいです。

答申の 54 円引上げでは、985 円にしかありません。昨今の円安、物価上昇は家計をひっ迫しています。例えば、2000 年にレギュラーガソリンは、1 リットル当たり約 105 円でした。8 月 19 日時点で、新潟市内でも安いと言われているガソリンスタンドのレギュラーガソリンは 155 円でした。この 24 年間で 50 円の値上がり、つまり約 3 割値上がりしていることになります。それ以外にも、生活必需品の食料品、衣料品、水道光熱費、医療費などは軒並み値上がりしています。最低賃金が 54 円上がっただけでは物価の上昇に対応したものにはなっていません。労働組合などが最低賃金を 1,500 円にと声をあげています。私も最低賃金が 1,500 円程度の水準であれば、当たり前前の生活を営むことができるようになると思います。繰り返しになりますが、54 円では足りません。そもそも最低賃金に地域間格差があること、それに対して厚生労働省がランク付けをしていることに私は疑問を覚えます。コンビニでは、一つ 150 円のおにぎりを日本全国どこでも 150 円で販売していますよね。生活を営む上で、特定の地域のみ物価が異常に安いということはありません。最低賃金の地域間格差へのランク付けをするのではなく、一律で 1,500 円程度にすべきだと思います。以

上、意見陳述を終わります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。ただ今の意見陳述について、御質問や御意見はございませんか。よろしいですか。それでは、新潟県公務公共一般労働組合 斉藤 様、どうもありがとうございました。

続きまして、えちごユニオン 鶴巻 様、よろしくお願ひします。

[意見陳述人：えちごユニオン]

えちごユニオン副執行委員長の鶴巻俊樹でございます。委員長を代理して申し述べます。まず、54 円引上げの意見答申については、中央に付度し、使用者側の引下げ圧力に屈したものと批判をし、異議を申し述べさせていただきます。

一つが、今回の意見答申では、ワーキングプアが解消されないということであり、結婚して、子育てをする。ごく当たり前の人生設計ですが、これが整わないということでもあります。時給 950 円で週 40 時間、年 52 週、休まず働いたと仮定して、年収が 204 万円、月収 17 万 1,000 円弱ですが、新潟市の消費者物価指数 2.8 パーセントの上昇を考慮すれば、約 99 万 3,000 円になってしまいますから、依然としてワーキングプアが解消されないということでもあります。さらにフルタイムの場合について述べましたけれども、資料に付けましたように、毎月勤労統計調査によれば、実際の年間の労働時間、これを時給で計算をすることが実際の賃金実態になるわけですが、資料のように全ての業種で 200 万円未満になるということです。とりわけ医療、福祉の分野では、1,904 時間、年間時間に当てはめると 187 万 5,000 円ということになります。これは厚生労働省の基準 192 万円さえも下回るということでもあります。そこで生きていくためには、やむを得ずダブルワーク、あるいはトリプルワークという実態まで表れているということでもあります。

二つ目が、全国一律最低賃金の確立に向けた議論が必要だということです。審議会の審議項目にきちんと加えるべきだということです。地方の人口減少と東京の一極集中、この大きな課題があるわけですが、全国生計費調査では、首都と地方に大きな違いはない。さらにはコンビニ等の大手チェーンの展開が全国的に広がっているわけですので、このように全国を網羅して経営をしているという実態が進んでいるわけですから、地域別最低賃金の A から C というランクそのものの根拠が崩壊に近付いているということでもあります。県内を見渡すと、新潟市など六つの自治体で地域別制度の撤廃を求めるといった意見が出ています。新

新潟県の総意として、これを実現していくべきだと思っています。

三つ目が、最低賃金と生活保護給付を比較するという論議がまだはびこっているということです。賃金は本来、労使が対等に、誠実に向き合って決めるべきもの。これが労働法の本旨でありますけれども、労働者の組織実態4割という現状からして、この法定最低賃金制度が設けられているということも再認識し、審議を進めていただきたいということであります。

最後になりますが、そもそも年1回改正に向けた最低賃金審議会のみで足りるのか。本年のように急速な物価上昇が進行している中では、1回にとらわれず2回の改正に向けた最低賃金審議会の開催ということが必要になっているということであります。

えちごユニオンは、労働相談の活動を中心にしていますけれども、この中から聞こえてくるのは、低賃金や雇用不安で苦悩する労働者の悲鳴であります。労働者が新潟の地で希望を持って働き続けられる、こうした審議結果になっていただきたいということを切に要望して、陳述を終わりたいと思います。

[長谷川会長]

ありがとうございました。ただ今の意見陳述について、御質問や御意見はございませんか。よろしいですか。それでは、えちごユニオン 鶴巻 様、ありがとうございました。続きまして、レインボーユニオン 山崎 様、どうぞお願いいたします。

[意見陳述人：レインボーユニオン]

レインボーユニオンの山崎です。異議申立書の内容に入る前に、昨年度、異議申立てをした時に、審議の手續に問題があるという指摘をさせていただいたことを踏まえまして、最初に今年度の審議会のあり方の3点について振り返り、最低賃金近傍で働く労働者の声が届いたのかどうか、まず述べさせていただきます。

一つ目に実地視察です。これまで新潟では実施していなかった実地視察について、私どもの要望がかないました。これが実現したことは、素直に喜んでいます。初年度ですので、問題点もあったかもしれません。他県では、最低賃金の影響を強く受ける業界の事業所を複数視察したり、県内の地域を年度ごとに回すようにしているところがあります。事務局は準備が大変なわけですので、来年度、どのようにして実施するか、今年度最後の本審で御検討いただき、最低賃金近傍で生活する労働者の生の声を拾っていただきたいと思います。

二つ目に、年収の壁の問題に関する要望です。昨年度、年収の壁に関する国への要望はあ

りませんでした。今年度は入れていただくことができました。こうした声を地方からどんどん上げることは大事なことです。これについてですが、県内自治体から審議会へ意見書が上がってくるわけですので、今度は逆に審議会の方から自治体へ要望する機会があってもいいのではないのでしょうか。官公需の取引条件の改善、産業政策、助成制度など、身近な自治体でこそ細やかな対応ができるはずです。来年度以降、御検討願いたいと思います。

三つ目に、議事進行についてです。今年度は専門部会の最後の全体会議で二者協議をまとめる発言が部会長からありました。また、事務局においては議事要旨を速やかに公開していただきました。二者協議の記録も行われているとのこと。議事の公開で言えば、鳥取に一日の長がありますが、新潟はこの分野で先進県だと評価されるようにしていただきたいと思います。一つ注文をつけるならば、第2回本審に提出した意見書で触れましたが、公益委員を常に間に挟んでやり取りするのではなく、労使が直接に顔を合わせて、全体会議で議論してもらいたいというものです。第2回専門部会で使用者の方の意見、3名全員から聞けましたけれども、これは納得感が違います。傍聴席には、昨年度、審議委員に立候補したのに選ばれなかったという方がいます。そうした立場から見れば、全体会議で意見を述べない方よりも、自分の方が適任ではないかと疑問を持つことは当然です。相手の主張に対して全体会議の場で意見を述べることを希望します。

さて、それを踏まえて、異議申立ての内容です。

事務局の用意する生計費に関するデータは、標準生計費しかありません。しかし、第2回本審に私どもから提出した意見書で触れましたように、2023年4月の標準生計費が一番低い愛媛県13万8,810円は、一番高い石川県27万8,070円の半分です。このように疑問符が付けられているデータです。やはり生計費については、労働組合が実施した生計費調査を重視すべきだと考えます。生計費調査には、連合が実施する連合リビングウェイジと全労連が実施する最低生計費調査があります。このうち、最低生計費調査について、審議では触れていません。マーケットバスケット方式による科学的なデータであり、品目やその数量、自家用車の有無、貯蓄に関する考え方が連合リビングウェイジとは異なっていますが、検討には値します。都道府県ごとに大きな差はないとして、全国一律を主張し、その水準を1,500円としています。最近では、物価上昇を踏まえて、再計算した結果、東北地方で1,700円のデータも出ています。連合リビングウェイジと最低生計費調査のいずれを採用するかは議論のあるところですが、いずれにせよ、今年度の答申金額では、労働者の生計費に足りるものではありません。春闘の賃上げ状況や消費者物価指数、特に頻繁に購入する品目の指数の伸びよりも上回るはず。労側委員は、第2回本審提出資料の中で主張され

ましたが、最低賃金は憲法 25 条でうたわれているように、健康で文化的な最低限度の生活を満たすものでなければなりませんので、金額の再検討を願いたいと思います。

また、今年度の審議においては、最低賃金額の国際比較の観点が抜け落ちています。私どもの意見書には触れませんでしたし、他の団体、個人の提出した意見書にもありません。中国人留学生の意見陳述があった程度です。事務局の用意した資料や労使双方の資料にもありません。つまり国際比較については、検討されていないはずですが、2023 年 4 月の目安全協報告で、国際比較について労使の意見は一致しなかったようですが、国際社会において日本がどうなるかは考えなければなりません。

意見書 2 ページですが、上の方、表 1 です。最低賃金の金額は G 7 等の国や地域と比べると約半分と低く、隣国の韓国も下回る状態です。また、下半分の図 1 の右グラフのように、労働者の中間賃金に対する割合を見れば、日本は 2000 年からやや少しずつ上がってきますけれども、まだまだ 4 割でしかありません。私どもの組合員の職場では、ベトナムからの技能実習生を受け入れています。期間が終わって帰国する時、もう戻ってきたくないと話したと言います。一つは、日本の中でも格差があって、他県に比べて稼げないということ、もう一つは国際的に見て、日本が魅力的ではなくなっているということにあります。つまり国際水準を比較すれば、考慮すれば、地方ほどその格差は大きくなります。現在の目安制度の中で、全国的な整合性を採らなければなりませんから、限界はあるかもしれませんが、今年度も A ランクより B ランク、B ランクより C ランクの引上げ率が高く、格差を縮める方向であることから考えると、たとえ数円単位であっても、地方から上げて、地方経済を元気にしなければ、この国を変えることはできません。

最初に述べましたが、私は議事進行について口を挟みますので、いろいろとうるさい人だと思いかもしれませんが、しかしこれは低賃金労働者が議論に参加できるかどうかの問題です。その意味で、今年度の議論の経過は、昨年度に比べて分かりやすいものでした。答申に至るまで丁寧な議論が行われたものと想像しています。ただ、重ねて申し上げますが、全体会議での議論を豊かにしてもらえれば、最低賃金近傍で働く労働者や審議委員に落選した者は、なお一層、納得感が生まれるものと思っています。私どものところでは、金額は書きませんでした。あえて申し上げるならば、最低生計費調査と世界各国との比較の観点から、1,700 円が望ましいと考えています。これらのことを踏まえ、再審議が必要かどうか、この場で御検討いただければと思います。私からは以上です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。ただ今の意見陳述について、御意見や御質問はございませんか。よろしいですか。レインボーユニオン 山崎 様、ありがとうございました。

続きまして、意見陳述された方以外の申出の要旨につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

先ほども説明いたしましたが、申出については29件あり、そのうちの4件につきましては、ただ今、直接陳述していただきました。残りの24件につきましては、新潟県労働組合総連合、新潟県公務公共一般労働組合と同じ内容で申出をいただいております。残りの1件につきましては、新潟県労働組合総連合等と同じ内容に加えて、時給1,500円を求める理由として、子どもの教育・青年の進路を支える家計が改善されませんと題し、貧困家庭における最低賃金の子どもの教育に与える影響は計り知れず、また世界一高いと言われる日本の高等教育の学費と生活費を低賃金のアルバイトで工面している青年の実態は、教職員組合として容認できない旨の申出を新潟県公立高等学校教職員組合からいただいております。

[長谷川会長]

ありがとうございました。ただ今、最低賃金審議会の答申に関する異議の申立てについて諮問を受け、申出されました方々から直接、意見をいただきました。それ以外の申出については、その要旨等について事務局から説明がありました。

これについて、審議を行いたいと思います。

まず、労働者側委員から御意見を伺いたいと思います。

[遠藤委員]

労働者側としての意見を述べさせていただきます。なお、意見陳述並びに異議申出書にさまざまな項目がございますけれども、金額、あるいはその考え方についてのみ、申し上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今ほどいただいた意見陳述、あるいは申出書の内容につきましては、今回の金額では不足、もっと高い金額への引上げが必要だという内容ということで認識させていただいております。求める金額については、考え方が異なる点がございましたけれども、そこに行きつく考え方につきましては、労働者側としては同意する点が多々あるだろうと思っております。

第1回専門部会の中でも、労働者側の基本的な考え方を述べさせていただきました。

一つは、最低賃金はセーフティネットとしての役割を果たす水準であること。二つ目には、地域間の額差を縮小していくこと。この2点を基本的な考え方として述べさせていただきました。以降、第4回専門部会まで真摯な議論に努めてきたと思っております。今回、54円の引上げ、1時間985円ということでありますけれども、最低賃金、あるいは最低賃金近傍で働き、生活されている方のことを考えると、まだまだ十分な水準ではないだろうと思っております。この点が、先ほど、同意する点が多いといったところでございます。

しかしながら、最低賃金法に定める、いわゆる三要素、この客観的なデータに基づきまして、公労使で真摯な議論を行ってまいりました。十分な時間もかけてきたと思っております。その結果、得た結論は、54円の引上げ、1時間985円である。このように思っております。

したがって、労働者側としましては、審議につきましては十分に尽くしていることから、改めての審議は必要ない、このように考えております。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

続きまして、使用者側から御意見を伺いたいと思います。

[徳武委員]

それでは、意見を申し上げさせていただきます。

まず、結論の前に、今回の議論を通じて、私ども使用者側としては、最低賃金も含めた賃上げが必要である、それなるべく高い方がいい、と認識していることはお話してきたところです。一方で、地方の、特に中小・小規模事業者にとっては、なかなかそれが実現できる状況にないということもいろいろ御説明してきたところです。そうした中で、私どもは、やはりそういった賃上げができる状況を作ってほしいと。もちろん企業努力もあるわけですが、個々の企業の企業努力だけでは、やはり及ばないところも多いので、そこは政府なり、自治体なりの御支援をいただきたいということ、もう一点、賃金が上がるということはいいいことですが、一方で年収の壁とか、公的負担の問題が出てきて、労働者、働く方が賃上げの成果を十分に享受できないという実態も片やあって、これをやはり解消していくことも必要だろうというように考え、私どもとしては、審議の中で、早い段階から、この2点について政府、関係機関に強く要望していくべきということを申し上げてきました。残念ながら、今回の本審の最初の頃の意見陳述なり、今日の意見陳述の中でも何人かの方が

触れられましたけれども、今、振り返ってみると、それが十分できたのかというところ、私どもも自ら疑問に感じているところでもあります。特に労働者側から、あるいは公益の側からこういったことが審議の中で出てこなかったこと。あるいは十分に時間をかけた議論ができなかったということは、やはり来年以降に活かしていかなければならない課題かなと思っているところがございます。

今回の金額自体につきまして、私どもとしましては、事業者の状況を考えれば難しいところだということで、採決では反対させていただきましたが、議論自体は公労使それぞれの立場から十分に尽くされたものと考えておりますので、改めて審議する必要はない、と考えております。

[長谷川会長]

ありがとうございました。公益委員から何か御意見はございますか。

よろしいですか。ありがとうございました。

ただ今、異議の申出を受け、労働者側、使用者側双方から、それぞれの御意見をお伺いしましたところ、異議の内容については理解できるところは多々ございました。ただ、本審議会の答申は、労働者側、使用者側、それぞれの事情も踏まえ、真摯な議論を行った結果であるという内容でした。

以上、本日、諮問のありました異議の申出に対しては、令和6年8月5日付けの本審議会の答申は審議が十分に尽くされた結果であることから、「令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である」とした会長案を示させていただきます。

この内容でよろしいでしょうか。

[公労使各側委員]

異議なし

[長谷川会長]

ありがとうございます。それでは、今ほどの内容を会長案として決定させていただきます。

続きまして、議題(3)新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)に入ります。事務局は、答申文(案)を準備してください。

皆さんのお手元に行き渡りましたでしょうか。

それでは、答申文(案)を事務局から読み上げてもらいます。よろしくお願いいたします。

[事務局]賃金室長

令和6年8月21日

新潟労働局長 千葉茂雄 殿

新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和6年8月21日貴職から、同年8月5日付け新潟県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する新潟県労働組合総連合ほか28件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

ただ今読み上げました答申文(案)について、異議はございませんか。

[公労使各側委員]

異議なし

[長谷川会長]

ありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、この答申文(案)の(案)をとり決定し、局長へ答申いたします。

[事務局]賃金室長補佐

それでは、会長と局長、前の方にお進みください。

【答申文を会長から局長へ手交】

[事務局]賃金室長補佐

席にお戻りください。

ここで、局長から挨拶をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

[事務局] 労働局長

ただ今、異議申出の諮問に対する答申をいただきました。

ここまでの間、委員の皆様には大変御熱心な審議をいただきまして、改めまして感謝申し上げます。本日の答申を受けまして、官報公示の手続を経て、10月1日の発効ということで進めてまいります。前回の審議会でも申し上げましたが、労働局といたしましても、今回の改正内容を広く県内の隅々まで周知徹底していくとともに、中小企業、小規模事業所を中心とした支援策につきましても、丁寧に説明させていただくなど、その取組を進めてまいります。県内雇用情勢、経済状況を見ますと、物価の問題や人手不足の問題など、課題は多くございますが、労働者の皆様、経営者の皆様に寄り添い、労働行政の各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。引き続き、御協力をお願いしたいと思います。

本日は、御審議どうもありがとうございました。

[長谷川会長]

ただ今、新潟県最低賃金の改正に係る異議申出について、局長に答申いたしました。

これで、新潟県最低賃金の改正に係る全ての審議が終了いたしましたので、最低賃金審議会令第6条第7項に基づき、新潟県最低賃金専門部会を廃止したいと思います。よろしいでしょうか。

[公労使各側委員]

異議なし

[長谷川会長]

それでは、新潟県最低賃金専門部会を廃止することとします。これまでの関係委員各位の御苦勞に感謝いたします。

引き続きまして、議題(4)新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議に入ります。前回の審議会において、継続審議といたしました。

この後、各種商品小売業、自動車(新車)等小売業、電子部品等製造業の順で御審議いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、審議をいたします。事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

各種商品小売業最低賃金につきまして御説明いたします。

第3回本審において配布しました資料 No. 3 をお持ちであれば見ていただければと思います。

各種商品小売業最低賃金の改正決定の申出書の項目で、「5. 申出の理由」という項目があります。そこに最も低い労働協約の賃金が時給 961 円とあります。新潟県最低賃金が、先ほどいただいた答申に基づき、本年 10 月 1 日から時間額 985 円になる見込みとなりますので、961 円では埋没することになります。また、985 円になるということで、申出いただきました企業内最低賃金の全てが埋没することとなりました。

つきましては、各種商品小売業は、申出に伴う企業内最低賃金の全てが埋没し、本年 10 月 1 日からは新潟県最低賃金額が適用される状況ということになります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたように、各種商品小売業最低賃金につきましては、申出に伴う企業内最低賃金がすべて埋没したことなどを踏まえると、改正決定の必要性なし、とする内容で答申したいと考えますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

[木南委員]

ただ今、各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議されているということで、前回は審議が行われ、その継続ということで、前回、挙げられました論点も踏まえまして、考えてみたいと。

まず、今回の申出につきましては、7月11日付けでUAゼンセンの方から提出されて、当審議会へも提出されております。これを拝見する限り、いわゆる労働協約ケースで出されたものであると。そして、基幹的労働者の概ね3分の1以上に達しているということ。その概ね3分の1以上というのは、申出書の計算では0.748ですということ。

これについては優に3分の1を超えている。0.748であれば、率直に申し上げると労組法18条に基づく地域的拡張適用の申立もできるのではないかという気もしますが、それは当

審議会の所掌外ですので置いておきます。

そして、もう一つ、先回、使用者側から労働者の数だけではなくて、使用者の数というものも重要なのではないかと。一つ、二つでは、果たしてどうなのかという御意見もございました。率直に申し上げますと、それとは異なる意見を持っていますが、今日は置いておきたいと思います。

そして、今、問題は、これはあくまで労働協約ケースである以上、新潟県最低賃金を優越する、上回る額で労働協約が存在しなければ、なかなか必要性ありという答申はできない。今ほどお話のあった会長案のとおり、必要性なし、となるのだと思います。

一方で、新潟県最低賃金の発効予定日が本年 10 月 1 日であること。これからまだ 40 日ばかりあるわけです。今日、申出された U A ゼンセンさんの委員の方もいらっしゃいますので、委員にお聞きしたいのですけれども、その間に労働協約がまた改正され、新潟県最低賃金を上回る額の労働協約が存在するということになった、あるいはなりそうだ、あるいはなるうとしているということがあれば、その経過を当審議会としても見極めた上で、必要性のありなしの判断を。要は 10 月 1 日時点で、現時点では下回る見込みにはなりませんでしたけれども、まだそれは確定していないのではないかとということが、私が抱いている疑問でございます。今日は片山委員もいらっしゃいますので、今後、10 月 1 日までに改定する見込みがあるのかどうかというところについて、御説明できる範囲でしていただいた上で、ありなしの判断を私はしたいと思いますので、よろしくお願いします。

[片山委員]

それでは、私の方から回答させていただきます。

今ほど、御質問いただきました件につきましては、申出の際に出させていただいた労働協約、出した時は 4 社でしたけれども、実際に今確認しているところでは、結論から言えば、10 月までに労働協約を改定するところはないと。1 社は改定するところがあるのですけれども、このもう 1 社に関しては改定するところがないというところで。その 1 社に関しましても、5 円ピッチで上がるというところですので、人数的にも 3 分の 1 以下になってしまうというところもございます。結論から言えば、今のところは改定されないというところになりますので、そういった回答でよろしいでしょうか。

[木南委員]

ただ今、委員として、申出者の組合の方から説明がありましたとおり、新潟県最低賃金を

上回る見込みがないという御回答をいただきましたので、そういう意味において、私も今回は、この最低賃金においては改正の必要性なし、とする結論でよろしいかと思えます。

ただし、10月1日、新潟県最低賃金発効以降にこの業界内で、新たに新潟県最低賃金を上回る額で改定された際は、先ほど、異議申出にもありましたけれども、最低賃金の審議は年1回と決まっているわけではありませんので、もちろん局長の方から当審議会に諮問があるかどうかという問題はありますけれども、その際は改めて改正の申出を出すという手段もあるということをし添えておきたいと思えます。ありがとうございました。

[長谷川会長]

ありがとうございました。必要性の有無について、ほかに御意見はございませんか。御異議はございますか。よろしいですか。

それでは、各種商品小売業最低賃金について、先ほどお示したとおり、改正決定の必要性はなし、という内容で答申したいと考えておりますが、よろしいですか。

[公労使各側委員]

異議なし

[長谷川会長]

異議がないようですので、必要性なしの旨、答申することといたします。

続きまして、自動車(新車)等小売業最低賃金の改正の必要性の有無について審議いたします。

前回の審議会で労使双方から必要性がありという御意見をいただいたというところです。

それを踏まえて、改正の必要性あり、ということによろしいでしょうか。

御意見等がございますか。

[徳武委員]

本件につきまして、私の方から発言させていただきたいと思えます。

結論としては、今ほど、会長からお話のあったとおりですけれども、前回も申し上げましたが、改めてここで使用者側の特定最低賃金に関する基本的な考え方について、御説明をさせていただいた上で、結論を申し上げたいと思えます。

今回、当審議会には労働協約ケースにより3業種から適用労働者の割合が概ね3分の1

以上あるということで諮問されたと認識をしております。この概ね3分の1以上というのがよく出てまいりますけれども、私どもは、これは申出の要件であって、審議会の審議における判断などの基準ではないと考えているところでございます。特定最低賃金が、その業種の全ての事業者に罰則付きで一律強制適用されるものということを考えますと、労働協約の適用労働者の割合が大部分を占めていくべき、最低でも過半数はあるべきと考えているところでございます。つまり3分の1程度の適用割合で、残り3分の2の労働者に特定最低賃金を課すということは不合理であると考えております。

しかしながら、これまでの当県の審議会におきましては、事実上、概ね3分の1を上回っていれば、改正の必要性あり、としてきた経緯がございますので、今のところ、それは尊重するというスタンスでございます。

こうした観点から、今回の自動車につきましては、改正の必要性あり、と考えますけれども、今ほど申し上げましたように、やはり適用労働者の割合がなるべく多いということが、労使双方にとって望ましいことであると考えますので、引き続き、関係労使の皆様には、適用労働者の割合を増やしていただくよう、御尽力お願いしたいということを申し添えまして、改正の必要性あり、というような結論としたいと思っております。

[長谷川会長]

ありがとうございました。必要性の有無について、ほかに御意見はございませんか。

御異議はございますか。よろしいですか。

それでは、自動車(新車)等小売業最低賃金について、改正決定の必要性はあり、という内容で答申したいと考えておりますが、よろしいですか。

[公労使各側委員]

異議なし

[長谷川会長]

それでは、自動車(新車)等小売業最低賃金につきましては、改正決定の必要性ありの旨、答申することといたします。

続きまして、電子部品等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議いたします。

まず、前回の審議を踏まえまして、労働者側から御意見を伺いたいと思っております。

よろしく申し上げます。

[梅野委員]

冒頭ではありますが、前回、欠席をいたしまして、申し訳ありませんでした。また、調査、審議、協議のお時間を取らせていただき、御配慮ありがとうございます。

前回欠席のため、前回の審議会後、遠藤委員よりお話を聞きました。申出内容は、申出書に記載したとおりであり、概ね3分の1以上の要件に満たない特別な理由があるのかどうか、という話があったということで、遠藤委員で対応されたとお聞きしました。令和5年度の申出時は、労働協約の適用労働者数は7,261人、全体の労働者数が1万9,620人で37パーセントでした。今年、令和6年度の申出時は、労働協約の適用労働者数が7,036人、全体の労働者数が2万1,870人、全体で32.17パーセントとなります。全体の労働者数が2,250人増加したことによることと、一方で適用労働者数が225人、これはおそらく自然減、定年退職とかで減ったものだと思います。いずれにしても、全体の労働者数が2,250人も増加しているという状況に対応できなかったということでもあります。

昨年までは、平成28年の経済センサスを基に人数が提示され、今年は令和3年の経済センサスを基に人数が提示されましたが、全体の労働者数の2,250人増加に伴い、適用労働者数が減ったこともあり、率が低下したもので、その結果、概ね3分の1以上の要件を満たしていないということです。確かに先ほど、徳武委員もお話されたとおり、実際、数字として、3分の1を満たしていない。しかしながら、先ほどのお話にもあったとおり、概ね3分の1以上というのは、特定最低賃金の改正の申出時で必要な数値。しかも、概ね、という言葉が付いています。私どもとしましては、その要件にしたがって、申出を行ってまいりました。それを踏まえて、ここで審議がなされていることは、申出の要件は満たしているということです。公労使三者構成の審議会において、必要性の有無の審議がなされているものだと認識しておりますし、当然ながら、申出の要件を満たしているからといって、自動的に必要性ありとなるものではない、ということも重々承知しております。あくまでも審議会において、全会一致であれば、金額審議に入れるものであり、一人でも反対であれば、改正の必要性なし、となることも承知しております。

その上で、特定最低賃金の目的の一つに、労使対等の立場で決定された賃金水準を未組織労働者に波及させる目的があります。労使対等の立場で交渉する機会がない方々、労使協定がない方々に代わって、この審議会において改正の必要性の有無や金額を審議し、賃金の水準を上げていくことは重要なことであると考えております。また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差の解消についても、特定最低賃金の水準を企業内最低賃金の水準に引き上げることによって、その待遇差の解消に役立てることができると考えます。さ

らに、価格改定、価格転嫁の問題の視点でも、労務費への適切な転換のための価格交渉に関する指針においては、価格交渉における労務費上昇の理由の説明や根拠資料として、最低賃金やその上昇率を上げており、国としても賃上げ原資を確保できる環境の整備も進めておりますし、県の最低賃金よりも高く設定してあるという特定最低賃金が改正されないということになれば、価格転嫁の根拠となるものが一つ失われることになります。

このようなことから、本特定最低賃金の審議をさせていただきたいと思ひますし、今年、改正の必要性なしとなれば、各企業の人材確保や採用戦略にも影響を及ぼすものと思ひられますし、ものづくり系の企業であれば、ますます人材の獲得が非常に難しくなってきます。加えて、特定最低賃金の改正の必要性なしとなれば、この産業の魅力が損なわれ、各企業も将来的に大きく影響を受けるものと考えます。先ほど申し上げましたとおり、同一価値労働同一賃金の観点、そして価格転嫁の観点からも、特定最低賃金の改正は必要と考えています。今一度、概ね3分の1以上をもつての判断だけではなく、今ほど申し上げたことも考慮いただき、御英断をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

[長谷川会長]

ありがとうございました。次に、使用者側から御意見を伺いたいと思ひます。

[徳武委員]

それでは、使用者側の意見を申し上げます。

今ほどもお話がありましたが、特定最低賃金の基本的な考え方は申し上げたとおりですので、繰り返しはいたしません。

ただ今の梅野委員のお話の中でいくつかありましたけれども、今回、適用労働者の割合の分母の部分、全体の労働者の数字が入れ替わったと。統計の数字が入れ替わった影響もあるということでした。この点について、この数字が使われる、あるいはこの数字の適切性がどうなのかというところは、私どもも考えているところではあります。ただ、現在の制度の中では、こういったことで運用されていますので、今日の判断に当たっては、この数字を見るしかないと考えております。

それから、電子部品等製造業の特定最低賃金につきましては、実は昨年まで専門部会の委員をされておられた関係者の方も交えまして、私の方で御意見を伺って、協議をさせていただきました。そういった中で、梅野委員からのお話にありました、例えば、人材確保の問題とか、そういったものを含めて、幅広く議論させていただきましたけれども、結論といたし

ましては、以前から取上げさせていただいているように、3つの中分類の業種を現在、一括りにしているという中で、事業内容や、実際に作っている製品が全く違う、超専門先端分野の製品から汎用品まで幅広く含まれていて、多様で共通性がないという事業者が多く含まれているという中で、先ほど申しましたように、3分の1に満たない適用労働者がいるからといって、残りの3分の2に特定最低賃金を課すということは適当とは考えられず、改正の必要性が認められないという結論に至りました。私どもとしましては、改正の必要性がない、と判断させていただきました。

[長谷川会長]

ありがとうございました。各委員、御質問や御意見はございませんか。

[木南委員]

ただ今、労使双方の代表委員の方から御意見を頂戴いたしました。

まず、当審議会の議事について、梅野委員から全会一致でない、一人でも反対すると決められないと認識しているというふうなお話がありましたが、この辺りは事務局の方からお答えいただいてもよろしいのですけれども、私はそのような認識を持っておりません。何故ならば、当最低賃金審議会は、最低賃金審議会令に基づいて運営されており、最低賃金審議会令の第5条第3項によれば、「審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」とされているところでございます。審議に対する答申の中身について、全会一致でなければ議決することができないという規定は法律上、どこにも見当たらないところであり、新潟県最低賃金が多数決で決定したのと同じように、改正の必要性の有無についても、法令上はあくまで過半数主義であって、この後、仮に採決するのであれば、ありであれ、なしであれ、過半数を得たものが当審議会の意見になると認識しているところでございます。ただ一方で、いわゆる特定最低賃金が旧最低賃金法のいわゆる業者間協定方式、そこから発展してきた、当事者間のイニシアチブをもって維持されてきたということに鑑みれば、あくまで審議会の法律上の枠組みとしては多数決主義ですけれども、一方で全会一致が好ましいということも、当然、それには私も同意するところでございます。手元があれば、最低賃金決定要覧を御覧いただくと、後ろの方に特定最低賃金についての答申の過程が載っています。昭和57年答申、昭和61年答申、それらを踏襲するとした平成4年報告。これらでも、全会一致に至るよう努力するものとする、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するも

のとす、とされていて、全会一致で決めるのが望ましいということを述べているわけであり、しかしながら、努力するものとする、とありますので、努力した結果、あくまで意見が一致しないのであれば、それは先ほど言ったように、多数決主義により決定せざるを得ない事項なのだと思います。

それを踏まえまして、今回の電子部品等製造業についての最低賃金の改正の必要性の有無の審議につきまして、先ほど、小売などについては明らかに3分の1を超えているというところがありましたけれども、徳武委員から話がありましたように、3分の1を下回っているという指摘もありました。一方で、その3分の1というのは申出の要件であって、はたして必要性の有無の審議においては、どのように重みを置いて判断すべきなのかという、その辺についての梅野委員の御主張もございました。そして、梅野委員は、本審委員として、当事者として入っておられますが、一方で使用者側、徳武委員から、伝聞で昨年の委員の方の御意見の御紹介がありましたけれども、あくまで委員としての発言ではないということ踏まえ、関係労使が会合した専門部会ないしは小委員会を開くことにより、なお慎重に継続してこの問題について審議を尽くした上で、必要性の有無の判断をした方がよろしいのではないかと考えております。ですので、当審議会におかれましては、従来、新潟県においては専門部会ではなくて、小委員会を開いていたという実績もあると思いますので、小委員会を開いて、なお継続して審議をいただきたいと思います。ただ、それにつきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、小委員会を開いて継続するかどうかも含めて、当審議会の議決事項ですので、もしかしたら採決になるかもしれませんが、もし採決になった場合は、現時点で出された労使双方の意見を拝聴する限り、私としては、概ね3分の1には達していると判断していますし、電子部品等製造業の最低賃金が1,005円であると。先ほど、小売については985円を下回る、改正される見込みがないことから、改正の必要性なしに賛成しましたけれども、電気については1,005円を超えていると。もちろん3分の1については意見が違うところもあると思いますけれども、私はおおむね3分の1を、もちろん小委員会を開いて慎重に審議した結果、これでは足りないという結論もあると思いますし、それはまた審議の過程、もし開かれるのであれば、報告を受けた上で判断したいと思うのですが、そうしたことから現時点でもし、この後、必要性なしであるということ当委員会の結論として答申するという案が出た際は、それについて反対をすると現時点では考えております。ですので、慎重な審議のために小委員会などを開くことによって、審議の継続を願いたいというのが第一点。もし裁決をするのであれば、改正の必要性なしという原案については、私としては反対する意向ですので、採決の進行において御配慮願いたいということをお

長に対して申し上げたいと思います。

[長谷川会長]

ありがとうございました。今の木南委員の御意見について、事務局から何かございますか。全会一致の判断でしょうか。

[事務局] 労働基準部長

まずは、労使から御意見を聞いていただければと思います。

[長谷川会長]

分かりました。

ただ今の木南委員の御意見につきまして、それぞれ労使双方から御意見というか、お考えがあればお聞きしたいと思うのですけれども。いかがでしょうか。

[徳武委員]

先ほども申し上げましたけれども、私ども使用者側としましては、仮に専門部会が開かれるとなった場合には、昨年と同じ方から御就任いただこうと考えております。その委員の方も含めて協議させていただいた結果、あるいは3分の1だけではなくて、先ほど申し上げたいろいろな業界の問題と関連したところで、内容はここでは申し上げられませんが、考慮いただいた上で、協議させていただいた結果、全員が、改正の必要性なし、ということに一致したということです。ですので、小委員会なり、専門部会なりを開くということになっても、結論は変わらないと思いますし、昨年までの委員の方にお聞きしますと、専門部会において労使のイニシアチブが尊重された議論が行われていたのかどうかということもはなはだ疑問に思っております、そういった観点から、私どもは今回、改正の必要性なし、ということで結論付けたいと考えております。

[長谷川会長]

ありがとうございます。小委員会に関しても開催の必要がないという御意見と。それでは、労働者側からもお願いいたします。

[梅野委員]

木南先生、ありがとうございました。

まず一点、事務局に確認したいのですが、先ほど木南委員がおっしゃった、全会一致とか採決という話はどのようなのでしょうか。

[事務局] 賃金室長

法律上は、木南委員がおっしゃるとおりなのですが、実際の運用としまして、特定最低賃金については、関係労使のイニシアチブを採った上で、必要性の有無については、全会一致により決定いただくということで、運用をさせてもらっています。これまでも採決でそこを決めたことはないですし、中央で示されたこれまでの結果に沿って運用させてもらっています。

[梅野委員]

ということは、採決はないということですか。

[事務局] 賃金室長

改正の必要性の有無については、採決はないということです。

[梅野委員]

非常に残念ですが、小委員会を開いても、結論は変わらないということであれば。これは電子部品等製造業の業界に大きな影響を与えるものであり、また採用抑制とか、そういうことにならないように、採用戦略に影響がないように、是非とも使用者側の皆さんの御努力をお願いしたいと思います。また、価格転嫁についても、労務費の適正な価格転嫁を慎重に進めていただきますようお願い申し上げます。

[長谷川会長]

ありがとうございました。ほかに御意見等はございますか。

[木南委員]

今まで採決をしたことがないという事務局からの説明でしたが、今までは採決した結果、全会一致が続いていたということですよ。採決しなければ議決できませんよね。

[事務局] 賃金室長

議決も、採決もしていないとこれまで聞いております。

[木南委員]

そうすると今までの審議会の審議は、審議会令第6条第3項に違反していたということにはなりません。いわゆる異議なし採決だったということですよ。

[事務局] 賃金室長

そういうことになります。

[木南委員]

だから採決は行われていたけれども、賛否が分かれたことは今までなかったということですよ。

[事務局] 賃金室長

賛否が分かれた場合には、改正の必要性なし、になるということです。

[木南委員]

それは審議会令第5条第3項の解釈を誤っているのではないですか。過半数をもって決し、なので、過半数の意見が当審議会の意見であって、必要性ありとする場合は、全会一致を必要としているというのは、あくまで努力するということは先ほど説明があったとおりだと思いますけれども、努力するというのと決議要件は違うと思うのですけれども。ちょっと事務局とはあれかもしれないですけれども。もちろんただ、当審議会として賛否が分かれたような意見を局長に答申したところで、局長の判断として全会一致でないからそれには寄れない。当委員会は、あくまで意見を述べるだけですから、最終的な判断は局長の判断になりますから、そういう意味において、全会一致の判断でなければ、なかなか寄りがない。事務局としてではなくて、局としてそういう見解があるのであれば、それは局としての考え方ですからあれですけれども、当審議会の結論の出し方としては、あくまで審議会令第5条第3項、これが適用されると思いますので、この後、労働者側委員の方も小委員会を開いて審議を継続するということは求めないということのようですので、そうであれば結論を今日出すということだと思いますので、結論を出す以上、異議なし採決、あるいは挙

手採決。異議なし採決ということであれば、この後、なしの原案が出るのか、ありの原案が出るのか分かりませんが、なしの原案であれば、私は反対すると。ありの原案であれば、賛成するという事は申し上げたとおりでございますので、そういう意味で、いずれにしても採決になってしまうのではないかと思います。すみません、議決方法について、努めるということと、法律上の要件について混乱を来しているのを、確認しておきたったところです。もし間違っているのであれば、御指摘いただければと思いますが。

[徳武委員]

すみません、木南委員のお話と全く関係ないところで恐縮なのですが、先ほど、大事なことを申し上げるのを忘れたので、あえてここで話させていただきます。

私ども業種の関係者の方も含めて協議をした結果だとお話をしましたが、正式な委員会でもなければ、正式な協議でもないの、あまり内容について細かいことは申し上げられないのですが、先ほど、梅野委員から何度も御指摘があるように、この業界の中の人材確保の問題とか、価格転嫁の問題とか、あるいは国際競争、こうした分野の競争の問題とか、非常にいろいろな課題をそれぞれの企業が持っているということは御指摘のとおりだと思います。今回、委員の方と議論させていただく中で、そういった課題をこれから解決していくためには、やはり労使が協力して進んでいくこと、労使の協議の中で解決を探っていくことは、非常に重要なこと、それは不可欠なものだという御認識がありました。けれども、これは特定最低賃金の議論の場とは、また別なところでしっかりと議論なり、協議をさせていただくという考えに変わりはないというお話がありましたので、そこを先ほど、申し上げるのを忘れましたので、それについて申し添えだけさせていただきます。

[長谷川会長]

ありがとうございました。ほかに御意見はございませんか。

ただ今、労使それぞれから御意見をいただきました。

まず、小委員会につきましては、労使双方、開催の必要性はないということでした。ただ、この特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、意見が分かれています。公益の方からも違った視点での御意見もございました。

今の段階では意見がまとまらないということですので会長案を出させていただきます。

会長案といたしましては、意見が一致に至らないという状況もありますので、改正決定の必要性なし、としたいと考えております。

その上で、3業種の特定期間最低賃金の改正決定の必要性の有無についての答申文案を出させていただき、その答申文案について採決を行い、そこで御判断いただければと思います。

それでよろしいでしょうか。それでは、採決に移りたいと思います。

事務局は、答申文案を準備してください。

[木南委員]

それでは、ただ今の議事進行についての異議を提出いたします。

改正の必要性の有無については、自動車(新車)等小売業、電子部品等製造業、そして各種商品小売業で状況も異なり、少なくとも私自身は賛否が異なるところでございますので、この3件を一括して採決するというのは不当だと考えますので、1件ずつ採決することを求めたいと思いますので、その議事進行方法について審議を願いたいと思います。

[長谷川会長]

ただ今、採決方法について異議がございましたので、一旦、休会とさせていただきます。この後の審議の確認をいたしたいと思います。それでは、休会いたします。

[事務局] 賃金室長

それでは、休会となりましたので控室を御案内します。

公益委員の皆様は3階第3小会議室、使用者側委員は3階第2小会議室、労働者側委員は3階労働基準部長室を控室として御用意しております。そちらの方で御待機願います。

【休会】

[事務局] 賃金室長

大変長らくお待たせし申し訳ございません。

採決について打合せをさせてもらい、先ほど案として提示させていただきましたものを一括して採決していただきたいと思います。

それでは、会長の方で議事進行をお願いいたします。

[長谷川会長]

大変お待たせいたしました。それでは、会議を再開したいと思います。

答申文案は皆様のお手元にございますでしょうか。

それでは、答申文案を事務局から読み上げていただきます。よろしく申し上げます。

[事務局] 賃金室長

令和6年8月21日

新潟労働局長 千葉茂雄 殿

新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金及び新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

また、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び新潟県各種商品小売業最低賃金について改正決定する必要はないとの結論に達したので答申する。

以上、よろしくお願いいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただ今の答申文案について、御質問、御意見はございませんか。

[木南委員]

休会前の会議において、自動車（新車）等小売業、電子部品等製造業、各種商品小売業を分割して採決した方がよろしいのではないかという提案をしましたけれども、それについては取下げさせていただきます。

会長の方針として、一括して採決するということなので、私はその一括採決を受け入れるということで判断しましたので、それについては先ほどの異議と言いますか、提案は取り下げということを述べさせていただきます。

その上で、この答申文案について、この後、一括して採決するということですが、

私の意見は、先ほども述べたとおり、答申本文のうち、第一段落、すなわち新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるという結論に達した、ここについては賛成するところです。ただし、その第二段落の新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要はない、この部分については反対します。そして最後に、新潟県各種商品小売業最低賃金については改正決定する必要はない、これについては賛成します。

しかしながら、この後一括して採決するということですので、一部について反対する以上は反対に手を挙げます。議事録を見ただけでは、どの部分について反対したのか分からないということもあるかと思いますので、一応、その立場を明確にした上で、全部に反対したいと思います。私の意見としては以上でございます。

[長谷川会長]

ありがとうございました。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ただ今の答申文案につきまして、採決を行いたいと思います。

答申文案一括でお願いいたします。

答申文案について、賛成の方は挙手をお願いします。事務局は確認をお願いします。

[事務局] 賃金室長補佐

9名です。

[長谷川会長]

それでは、反対の方は、挙手をお願いします。

[事務局] 賃金室長補佐

5名です。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただ今の採決の結果、賛成9名、反対5名、過半数以上の賛成をもちまして、答申文案の（案）をとり決定し、局長へ答申いたします。

それでは、議題（5）新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）に

入り、答申いたします。

[事務局] 賃金室長補佐

会長と局長は、前の方へお進み下さい。

【答申文を会長から局長へ手交】

[事務局] 賃金室長補佐

それでは、席へお戻り下さい。

引き続き、会長より議事進行をお願いいたします。

[長谷川会長]

それでは、議題(6)新潟県特定最低賃金の改正決定について(諮問)になります。

ただ今答申いたしました自動車関係の最低賃金の改正決定について、局長から諮問していただきます。

[事務局] 賃金室長補佐

会長と局長は、前の方へお進み下さい。

それでは、局長、よろしくをお願いいたします。

[事務局] 労働局長

新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子 殿

新潟労働局長 千葉茂雄

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

以上、よろしくをお願いいたします。

【諮問文を局長から会長へ手交】

[事務局] 賃金室長補佐

それでは、席へお戻り下さい。

引き続き、会長より議事進行をお願いいたします。

[長谷川会長]

ただ今、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業の改正決定について、局長より諮問を受けました。改正決定に当たりましては、専門部会を設置して調査審議を行うこととなります。

その進め方について事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

専門部会の設置及び同専門部会委員の任命について御説明いたします。

最低賃金法第25条第2項に、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されています。本日、本審議会に対して、自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業に係る特定最低賃金の改正決定の諮問が行われましたので、自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業に係る専門部会を設置して調査審議していただくこととなります。

なお、同専門部会の関係労使を代表する委員については、今後、推薦公示を行います。推薦があった場合には、その候補者のうち、適任者を労働局長が任命することとなります。併せて、公益を代表する委員につきましては、当審議会の委員も含め、適任者を労働局長が任命いたします。

また、関係労働者、関係使用者の意見聴取に係る公示も併せて行います。

説明は以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございます。ただ今の説明に関して、御質問等ありますか。よろしいですか。

続きまして、議題（7）その他についてです。事務局から何かございますか。

[事務局] 賃金室長

ありません。

[長谷川会長]

それでは、これで本日の審議を終了いたします。ありがとうございました。
議事を事務局へお返しします。

[事務局] 賃金室長補佐

大変お疲れ様でございました。

次回、第5回の新潟地方最低賃金審議会につきましては、令和7年3月の開催を予定しておりますが、委員の皆様には追って御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第4回新潟地方最低賃金審議会を閉会といたします。御苦労さまでございました。